

菰崎市公告第24号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条の第六項において読み替えて準用する第八十七条の二第八項の規定によ、第八十五条の二第二項の公告を行うにあたり、当該公告に係る県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 馬場堤地区）計画の概要を縦覧に供する。

令和7年4月14日

菰崎市長 内 藤 久 夫

- 1 縦覧書類 計画変更概要
 （防災重点農業用ため池緊急整備事業 馬場堤地区）
- 2 縦覧期間 令和7年4月15日から令和7年5月15日まで
- 3 縦覧場所 菰崎市役所 建設課
- 4 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、菰崎市
長あて書面で提出してください。